

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく認知機能検査に関する内規

平成21年12月2日
公安委員会内規第8号

(趣旨)

第1条 この内規は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第1項(第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による認知機能に関する検査(以下「認知機能検査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(講習)

第2条 山口県警察本部長(以下「本部長」という。)は、警察署生活安全課(刑事・生活安全課を含む。)に勤務する警察職員に対し、認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を行うものとする。

(申出)

第3条 認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査申出書(別記第1号様式)その他の書面を住所地を管轄する警察署長に提出するものとする。

(通知)

第4条 警察署長は、認知機能検査を受けた者に対し、認知機能検査結果通知書(別記第2号様式)により、その結果を通知するものとする。

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、認知機能検査について必要な事項は、本部長が定める。